



令和8年10月6日

島根地方最低賃金審議会

会 長 藤本 晴久 殿

島根地方最低賃金審議会

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業

最低賃金専門部会

部会長 藤本 晴久

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年9月1日島根地方最低賃金審議会において付託された島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長 藤本 晴久

部会長代理 森山 卓三

松本 洋子

労働者代表委員

景山 誠

高田 信一

松田 英樹

使用者代表委員

多野 美和

三好 洋平

森脇 建二

別紙

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

島根県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は整理の業務

ロ 手作業による運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,230円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり